

新型コロナウイルスの影響を受け
困難を抱える市民を支援する団体に対して

市民活動支援金

を交付します！

市民活動支援金とは？

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域で増加することが考えられる福祉・教育・子育てなどの地域課題に対して取り組み、困難を抱える市民を支援する活動に対して、支援金をお渡しします

支援額

1団体あたり **10万円**（上限額）

【支援対象経費】

対象費目	内容（例）
報償費・賃金	外部の専門家等に支払う謝礼や一時的な雇い入れなど
旅費	事業を実施するために必要な交通費など
消耗品費・備品購入費	新型コロナウイルス感染予防に必要な消毒液、マスクや事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など ※備品（1品あたり3万円以上）は支援金交付額の2分の1以内に限りませ
食糧費	食材購入費など
印刷製本費	チラシの印刷費など
通信運搬費	郵便代、宅配便代、Wifi使用料など
使用料・賃借料	パソコン等器具リース料など
保険料	事業実施に直接必要な活動保険料など
委託料	業務の一部を他の団体等に発注して実施する委託料など ※支援金交付額の3分の1以内に限りませ
手数料	銀行への振込手数料など
光熱水費	調理に必要なプロパンガス代など
人件費	市民活動団体の通常業務の範囲外または時間外に実施する際に必要となる人件費など

※希望する場合は、支援金交付額の1/2を活動開始前にお渡しすることも可能です

対象となる団体

岡山市内に活動拠点を置く非営利の市民活動団体であり、令和2年4月1日時点で次の①または②を満たす団体

① 「岡山ESDプロジェクト」参加団体、または「つながる協働ひろば・団体検索サイト」に登録している市民活動団体

② 1年以上継続して活動している市民活動団体

注) 民間企業、政治団体、宗教団体等は対象外といたします

裏面に続きます

対象となる市民活動とは？

次の①～③すべてを満たす市民活動を対象とします

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連する地域課題に取り組む活動
- ② 感染症予防を徹底した上での活動
- ③ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの活動

※どのような活動が対象になるのか不明な場合は、お気軽にご相談ください

想定される活動例

活動例 1

学校の休校やアルバイトができない等の影響を受けている学生（外国人留学生含む）に対して、困りごと等の相談対応を行うことも含め、下宿している学生に食事提供（配布や配達）を行うこととした

POINT

感染症拡大防止のために活動手法を工夫して実施

活動例 2

子育て中の親など、共通の悩みや不安を抱える市民が気軽に話し合える場の提供を休止していたが、パソコン等を活用したオンラインカフェを行うこととした

POINT

感染症拡大防止のため、対面によらない活動を実施

活動例 3

ひきこもりの状態にあるご本人やご家族が、訪問など対面での支援を受けられないため、ICTを活用したカウンセリングや居場所づくりを行うこととした

POINT

感染症拡大防止のため、対面によらない活動を実施

活動例 4

DV被害者を支援する民間シェルターなど緊急性が高い施設において、飛沫防止パネルの設置や消毒液の購入など徹底した感染症対策を行うこととした

POINT

徹底した感染症拡大対策の実施

申請書類・提出先

以下の書類を郵送または持参でご提出ください

1. 補助金等交付申請書（様式1）
2. 活動計画書（様式9）
3. 事業活動収支予算書（様式10）
4. 団体概要書（様式11）
5. 振込先の通帳の写し
6. 債権者登録申請書
7. その他必要と認めるもの

※申請用紙は「つながる協働ひろば」でダウンロードできます



QRコードの商標はデンソーウェブの登録商標です

【申請期間】

令和2年7月1日～令和2年9月30日

【提出先・お問い合わせ先】

住所：700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号
岡山市市民協働企画総務課市民活動支援室
連絡先：Tel 086-803-1061 / FAX 086-803-1872
受付時間：平日8:30～17:15（土日祝除く）
メールアドレス：kyoudou@city.okayama.lg.jp